

第 106 回倫理委員会（2026 年 7 月 2 日）

I 日時：

2026 年 7 月 2 日（木）13:00～14:50

II 場所：

公認会計士会館 2 階 204 会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外の委員及びオブザーバーを示す。

武藤智帆（委員長）、小林尚明（副委員長）、小林大志（副委員長）、市川充（※）、狩野茂行、北山久恵、栗原祐介、友野敦史、山本香子、吉村智明、井村知代（※）（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

藤本貴子（副会長）、和久友子（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 審議事項

1. 倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案（報酬依存度）に寄せられたコメント及びその対応

担当副委員長から、報酬依存度に関する倫理規則実務ガイダンス第 1 号「倫理規則に関する Q&A（実務ガイダンス）」の改正公開草案に対して寄せられたコメントの概要及びそれに対する対応案について説明がなされた。審議の結果、出席委員全員の賛成により承認された。

【主なご意見】

- 今回の公開草案の目的は、報酬依存度に関して 15%という数値基準を設けていること自体を議論することではなく、報酬依存度を正しく計算する仕組みを整えることであると理解している。15%という数値基準は、IESBA 倫理規程にも定められていると理解してよいか。

（ご意見への回答）

- IESBA 倫理規程の中にも 15%という数値基準は定められている。

- 15%が国際的な一つの尺度として認知されているのか。

（ご意見への回答）

- そのように理解している。

◆ 報告事項

1. 国際会計士倫理基準審議会の適用後レビューに関する調査への回答

担当副委員長から、2026 年 4 月に IESBA から公表された、適用後レビューに関する調査（「違法行為への対応に関する規定」及び「再構成版倫理規程」）に対する回答案について説明がなされた。

【主なご意見】

- 本調査の趣旨を踏まえると、IESBA の目的は、我が国にどの程度規定が導入されているのかを把握することであると考えるが、監査法人の意見を取りまとめて回答することは行っていないのか。

(ご意見への回答)

- IESBA の調査や公開草案等に対して協会から回答やコメントを提出するときは、委員会関係者に意見聴取を行った上で、コメントを取りまとめている。

- 例えば、組織内会計士から、IESBA 倫理規程の適用に当たり疑問に思っている事項や、規定の有用性に関する意見が得られると考えるが、組織内会計士からの意見聴取は行っているのか。

(ご意見への回答)

- 本調査は、IESBA のウェブサイトで公表されており、組織内会計士も含めて誰でも回答することができ、協会の組織内会計士担当においても、本調査への回答の検討は行っているようである。

2. 倫理基準設定主体者会議の報告

常務理事から、倫理基準設定主体者会議（IESBA-JSS 会議）について説明がなされた。

3. 国際会計士倫理基準審議会の 2026 年 6 月会議報告

国際会計士倫理基準審議会（International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）の井村ボードメンバーから、2026 年 6 月開催の IESBA 会議について説明がなされた。

【主なご意見】

- 会計事務所等の文化及びガバナンス（Firm Culture and Governance：FCG）に関し、倫理的な行動に対してインセンティブを与える業績評価規程がどのようなものなのか、具体的に想像することができなかった。

(ご意見への回答)

- 今回の会議では、その点についてはあまり議論がされなかった。FCG に関する重要な八つの要素（以下「八つの要素」という。）の一つとして、「インセンティブとディスインセンティブ」が挙げられており、インセンティブについては、一般論として倫理的によいことをすればインセンティブを与えるということではないかと考える。今後詳しく議論されていく予定である。

- FCG に関する規定を IESBA 倫理規程の中に設けるという結論に関して、今後利害関係者からの反論も想定されるため、IESBA のウェブサイトでは、単一かつ包括的な要求事項の策定を想定しておりコンプライアンス的な負担を求めるものではないという説明や、このような結論に至った背景等が掲載されている。

- IESBA 会議では、要求事項として“Leaders in the firm shall promote an ethical culture within the firm.”を記載し、適用指針として八つの要素を記載する規定案が提案されていた。しかしながら、これらはいくまでも仮案であり、IESBA 会議では、実際の規定文を見ないと判断できないという意見も多かった。9 月の IESBA 会議で結論に至ることは困難であるため、12 月の IESBA 会議での公開草案の承認に向けて規定文の検討と利害関係者とのコミュニケーションを行っていく予定である。

4. 金融商品取引法の改正を踏まえた倫理規則の修正

委員長から、本年 4 月に国会に提出された「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」を踏まえた倫理規則の修正について説明がなされた。

5. 会員からの職業倫理相談状況

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp